

労働者派遣法に基づく情報提供

【仙台支社】〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町1丁目1-34 日本郵政グループ仙台ビル新館7階

1 労働者派遣の実績ならびにマージン率等

(1) 派遣労働者の数

2026年6月1日現在の派遣労働者数	51 人
--------------------	------

(2) 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025年度派遣先事業所数	29 件
---------------	------

(3) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 (全業務平均：1日8時間あたり)	14,816 円
--	----------

(4) 派遣労働者の賃金の額の平均額

2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (全業務平均：1日8時間あたり)	10,184 円
---	----------

(5) 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を

当該労働者派遣に関する料金の額で除して得た割合（マージン率）

2025年度 マージン率（小数点以下第一位未満の端数四捨五入）	31.3 %
◇マージンには、以下の費用などが含まれます。 福利厚生関連費（社会保険料・労働保険料の事業主負担分、教育訓練の実施費用、有給休暇に充当した費用、定期健康診断・ストレスチェックに係る費用） 事業運営費（営業、採用活動等の求人広告費用、オフィス賃料、社員人件費、営業利益）	

2 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

(1) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」（厚生労働省）の「建築・土木・測量技術者」、「総務・人事・企画事務の職業」、「一般事務・秘書・受付の職業」、「電話・インターネットによる応接事務の職業」、「会計事務の職業」、「営業・販売関連事務の職業」及び「生産関連の職業（塗装・製図を含む）」の業務に従事する従業員

(2) 労使協定の有効期間の終期

2028年3月31日

3 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティング相談窓口

e-mail : jpcs-career-c@jp-cs.jp

(2) 教育訓練の内容

内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
就労前研修	新規雇用者	派遣元	Off-JT	有	無
段階的かつ体系的な教育訓練 (ビジネススキル・PCスキルアップ研修等)	1年以上の雇用見込みの方	派遣元	Off-JT	有	無

4 その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

各種保険完備（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、ストレスチェック等
「優良派遣事業者」認定取得済